

原議保存期間	10年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和8年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長 殿  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
（参考送付先）  
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 1 1 5 号  
令 和 2 年 1 1 月 4 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

大規模災害発生時における滅灯信号機対応優先基準の策定について  
（通達）

近年の災害では、平成30年の北海道のブラックアウトでは停電復旧まで約50時間、平成30年の西日本豪雨では停電復旧まで約100時間、今年の台風15号では停電復旧まで約280時間を要するなど、毎年のように、過去に例を見ない風水害が発生し、これに伴う大規模かつ長時間の停電が発生しており、警察もこれらに対応していく必要があることから、下記のとおり、今後の大規模災害に備え、各都道府県において滅灯信号機対応優先基準を策定することとされたい。

記

1 基本方針

- (1) 最大規模の停電等を想定し、各都道府県の情勢に応じた滅灯信号機対応優先基準（災害時に信号機が滅灯した場合の交差点ごとの対応方針を定めるもの）を策定し、全信号交差点にランク付けを行うこと。
- (2) ランク付けに合わせて配置警察官数を設定するなど、各署への交通部隊派遣や広域緊急援助隊の派遣要請の目安とすること。
- (3) 信号機電源付加装置や可搬式発動発電機等の整備計画や信号機の撤去計画の基礎とすること。

2 作業要領

(1) 滅灯信号機対応優先基準の策定

ア 滅灯信号機対応優先基準を策定していない都道府県

下記警察庁目安を参考とし、各都道府県の交通情勢（緊急交通路指定予定路線、信号機電源付加装置や可搬式発動発電機の整備状況、配置可能警察官数等）に応じて策定すること。

イ 滅灯信号機対応優先基準を策定している都道府県

各都道府県の基準に対して警察庁目安がどのランクに位置するのかを明らかにするとともに、必要に応じて基準の見直しを図ること。

※ 滅灯信号機対応優先基準の目安

A： ① 信号機電源付加装置設置交差点

② 緊急輸送ルート（緊急交通路指定予定路線）上の交差点又は主要幹線道路（国道、県道）が交差する交差点のうち、交通秩序を維持するために最優先で対応すべき交差点で可搬式発動発電機の接続又は警察官により交通整理を行う必要がある交差点

B： 主要幹線道路（国道、県道）が交差する交差点のうち、交通秩序を維持するために優先して対応すべき交差点で可搬式発動発電機の接続又は警察官により交通整理を行う必要がある交差点

C： 主要幹線道路に準ずる道路が交差する交差点のうち、上記A、Bに準じて警察官により交通整理を行う必要がある交差点

D： 上記以外の交差点（一時停止規制等で代替措置が可能な交差点等）

(2) 全信号交差点のランク付け

2(1)で策定した滅灯信号機対応優先基準に基づき、管内の全信号交差点のランク付けを行うこと。